

平成27年8月24日

答申第577号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK情報公開・個人情報保護審議委員会で月次給与および賞与支給月の集計したデータに関する説明を行った際に、事実と異なる報告を行った担当部署名と決裁者の役職名」について開示の求めがあった。

NHKは、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会において事実と異なる説明をしたことはないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月24日（第222回審議委員会）

第596号諮問、審議、答申